

令和 8 年度東京都交通安全実施計画の概要と主な施策

I 実施計画の主旨等（総論）～第 1 2 次計画を踏まえて～

第 1 章 令和 8 年度東京都交通安全実施計画作成の趣旨

- **第 1 2 次東京都交通安全計画**（計画期間：令和 8 ～ 1 2 年度、令和 8 年 4 月策定）に基づき、都内の陸上交通の安全に関し、令和 8 年度に取り組むべき具体的な施策について定める。
- **世界主要都市の中で最も少ないレベルの交通事故死者数を目標に掲げ、施策を推進する。**
＜令和 1 2 年までの数値目標＞ 死者数 1 1 0 人以下（R 7 年：1 3 4 人）、死傷者数 2 7, 0 0 0 人以下（R 7 年：3 3, 5 3 5 人 うち負傷者数：3 3, 4 0 1 人）

第 2 章 重視すべき視点（※事故統計等は令和 7 年の数値を反映）

1 高齢者及び子供の交通安全の確保

- **高齢者は他の年代と比較して致死率が高く、高齢者死者数は死者数全体の 4 8 %**（統計（4））
- **高齢者死者の 5 8 % が歩行中の事故であり、歩行者側にも何らかの違反があった割合 6 2 %**
⇒ 生活道路の安全対策や信号の高度化などの安全な交通環境の整備（統計（7）、（8））
⇒ 身体機能の変化を踏まえた交通安全教育
- **自動車の高齢運転者による事故が発生**
⇒ 運転者講習会等の充実や安全運転サポート車等の普及啓発及び安全利用のための理解促進
- **歩行中や自転車乗用中の違反による子供の交通事故が発生**（統計（13）、（14））
⇒ 交通ルールの理解・定着を目的とした交通安全教育の充実
⇒ 参加・体験型の交通安全教室により危険回避能力や判断力を育成
⇒ 自転車安全利用意識の早期定着に向け、未就学児の時から保護者とともに楽しく安全に自転車利用について学べる仕組みの創出

2 自転車の安全利用の推進

- **自転車事故件数 1 3, 8 4 5 件（前年比 7 2 件増）、死者数 2 1 名（前年比 4 名減）**（統計（2）、（16））
- **事故に占める自転車関与率 4 5. 9 %（全 国：2 3. 5 %）**（統計（17））
- **頭部損傷が主因の死者 6 7 %**（統計（6））
⇒ 全世代を対象にしたヘルメットの普及啓発
- **信号無視など、自転車側に違反がある事故の割合 7 2 %**（統計（19））
⇒ 交通反則通告制度（青切符）導入を踏まえた普及啓発
⇒ ライフステージに応じた安全教育の推進、未就学児及び保護者向け自転車安全教室を新たに実施
⇒ 危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対する教育

この外、自転車通行空間の整備、悪質・危険な違反者に対する取締り、駅前放置自転車対策なども継続的に実施し、自転車安全利用を推進

3 二輪車の安全対策の推進

- **二輪車乗車中死者数は 3 5 人で死者数全体の 2 6 %**（統計（2））
- **頭部損傷が主因の死者 5 4 %、胸部損傷が主因の死者 2 9 %**（統計（6））
⇒ 事故多発路線に重点を置く指導取締り、二輪車交通事故の多い交差点の改良
⇒ ヘルメットの正しい装着や胸部プロテクター着用促進に向けた啓発

4 飲酒運転の根絶

- **飲酒事故の致死率 0. 8 4 %（全事故の致死率 0. 4 0 %）**（統計（23））
- **飲酒事故件数 1 9 5 件（前年比 4 1 件増）、死者数 2 名（前年比 3 名減）**（統計（22））
⇒ 酒類提供飲食店・販売店等と連携した普及啓発の推進
⇒ 飲酒運転前歴者の再犯を防止するための講習

5 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの安全対策の推進

- **2 0 代・3 0 代の特定小型原動機付自転車事故の割合 7 3 %**（統計（24））
⇒ 事業者と連携し、基本的な交通ルールの周知徹底、交通指導取締りの強化
⇒ 特定小型原動機付自転車とペダル付き電動バイクの違い等についての周知徹底

6 外国人の交通安全対策の推進

- **都内の在留外国人・訪都外国人の増加に伴い、日本の運転免許を保有する外国人、交通事故件数も増加傾向**（統計（26）、（27）、（28））
⇒ 日本の交通ルール・マナーについて理解を図るため、事業者と連携した普及啓発
⇒ 英語等を併記した規制標識・案内標識の整備

7 先進技術の活用

- **I T S（情報通信技術により、人・道路・車両の間で情報をやりとりする交通システム）を活用した事故抑制や渋滞の軽減等を推進**
⇒ 引き続き I T S 技術を活用して収集した交通情報を、信号制御へ反映すると共に運転者へ提供
⇒ 安全運転サポート車の普及啓発、その利用に係る注意点等の理解促進

Ⅱ 道路交通の安全（分野別の主な施策）

第 1 章 道路交通環境の整備

- 安全安心な生活道路の構築
 - 生活道路及び通学路等における交通事故防止対策の推進…P.15
 - 生活道路における人優先の安全・安心な通行空間を整備
 - 令和 8 年 9 月 1 日施行の生活道路における法定速度の引下げに関して啓発し、円滑な施行を推進

第 2 章 交通安全意識の啓発

- 段階的・体系的な交通安全教育の推進
 - 高齢者に対する交通安全教育
 - 高齢者を対象としたイベント等において、身体機能の変化を踏まえた交通安全教室を開催…P.41ほか
 - 横断歩行者の安全確保に関する教育
 - 運転者、歩行者双方に対する交通安全教育の推進… P.43
 - 自転車利用者に対する交通安全教育
 - キックバイクを利用しながら楽しく学べる**未就学児及び保護者向けの自転車安全教室**を区市町村と連携して開催【**新規**】…P.44
 - 自転車の交通ルールを「分かりやすく」、「網羅的に」まとめた**TOKYO自転車ルールブック**を活用し、各年代の安全教育を支援…P.44ほか
 - 自転車の違反行為を注意喚起するショート動画等について、SNS等を活用し、効果的な広報を実施
- 地域における交通安全意識の高揚
 - 地域や家庭における交通安全教育等の推進
 - 親子で実施できる自転車の練習方法等を記載した家庭向けマニュアルを作成【**新規**】…P.57ほか
- 交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化
 - 自動車運転者に対する自転車の車道通行への配慮…P.63
 - 特定小型原動機付自転車やペダル付き電動バイク等の電動モビリティの利用者等に対する啓発活動の推進
 - 「特定小型原動機付自転車安全運転チャレンジ『特チャレ』」を活用し、各種イベントの開催などを通じて、効果的な普及啓発を実施【**新規**】…P.64

第 3 章 道路交通秩序の維持

- 悪質な交通事故事件等に対する適正かつ緻密な捜査の推進・強化
 - 悪質・危険な妨害運転等に対する積極的な捜査の推進…P.72

第 4 章 安全運転と車両の安全性確保

- 安全運転の確保
 - 高齢運転者事故防止対策の推進
 - 高齢運転者に対する交通安全教育の推進
 - 参加・体験・実践型の講習会の実施、安全運転サポート車の普及啓発及び利用に係る注意点等の理解促進…P.80
 - 高齢者支援施策等の推進
 - 運転免許自主返納普及啓発… P.81
 - 免許関係手続の整備
 - 外免切替制度及び外国人の免許更新手続の厳格な運用を図り、適正な手続を推進…P.84
- 車両の安全性の確保
 - 自転車の点検整備の啓発
 - 自転車利用者・自転車関連事業者による定期的な点検整備の啓発・実施…P.92
 - 自転車安全利用促進事業の補助
 - 自転車安全利用促進事業に対する区市町村補助金… P.94
 - 特定小型原動機付自転車等の保安基準
 - 車両区分に応じた保安基準への適合が必要であることを周知…P.94

第 5 章 救助・救急体制の整備

第 6 章 被害者の支援

- 自動車損害賠償責任保険等への加入促進
 - 自転車損害賠償保険等への加入促進
 - 自転車利用者や業務で自転車を使用する事業者に自転車損害賠償保険等への加入を促進… P.105

第 7 章 災害に強い交通施設等の整備及び災害時の交通安全の確保

第 8 章 調査研究の推進

- 交通事故発生状況の分析… P.115
- 駅前放置自転車実態調査… P.115

Ⅲ 鉄道及び踏切の交通安全（分野別の主な施策）

第 1 章 鉄道の交通安全

- 鉄道交通環境の整備
 - 鉄道施設等の安全性の向上
 - ホームドア整備加速緊急対策事業
 - 高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の更なる加速を図るため、ホームドアの整備に対する補助を実施… P.122

第 2 章 踏切の交通安全

- 踏切道の立体交差化、構造改良及び歩行者等立体横断施設の整備等の促進
 - 「踏切対策基本方針」に基づく踏切対策の促進… P.132
 - 踏切道の立体交差化、構造改良及び歩行者等立体横断施設の整備等の促進、バリアフリー化の促進… P.133